

2016-03-15 作成版

プレ模範議会2016 in 参議院
体験プログラム資料

平成28年3月22日

白鷗大学法学部岡田順太研究会
立正大学法学部岩切大地研究会
SFC 模範議会プロジェクト2016

< Time Table >

12 : 45 東京メトロ有楽町線永田町駅（1・2番出口改札口）集合

13 : 00 参議院参観

14 : 30 模範議会 in 参議院（体験プログラム）

16 : 30 解散（予定）

< Contents >

- ① 進行表
- ② 委員会座席表
- ③ 役割分担表
- ④ 委員長用台本
- ⑤ 趣旨説明文
- ⑥ 質疑答弁集
- ⑦ 反対討論文
- ⑧ 賛成討論文
- ⑨ 附帯決議案
- ⑩ 附帯決議に対する政府発言
- ⑪ 議長用台本
- ⑫ 委員長報告
- ⑬ 反対討論文
- ⑭ 法律案

< 事前・事後学習用教材 >

< 参考文献 >

2016-03-15 作成版
※当日は最新版を持参してください。

① プレ模範議会 2016 進行表

議案：少年法の一部を改正する法律案（第190回国会閣法▲▲号）

○ 参議院法務委員会

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	委員長	X	10分
挨拶	委員長	X	
政府参考人出席要求	委員長	X	
趣旨説明	法務大臣	G1	30分
質疑①	会派①	A1	
質疑②	会派②	B1	
質疑③	会派③	C1	5分
討論（反対）	会派③	C3	
討論（賛成）	会派①	A2	5分
採決	委員長	X	10分
附帯決議	会派②	B2	
政府からの発言	法務大臣	G1	
審査報告書作成承認・散会宣告	委員長	X	
計			60分

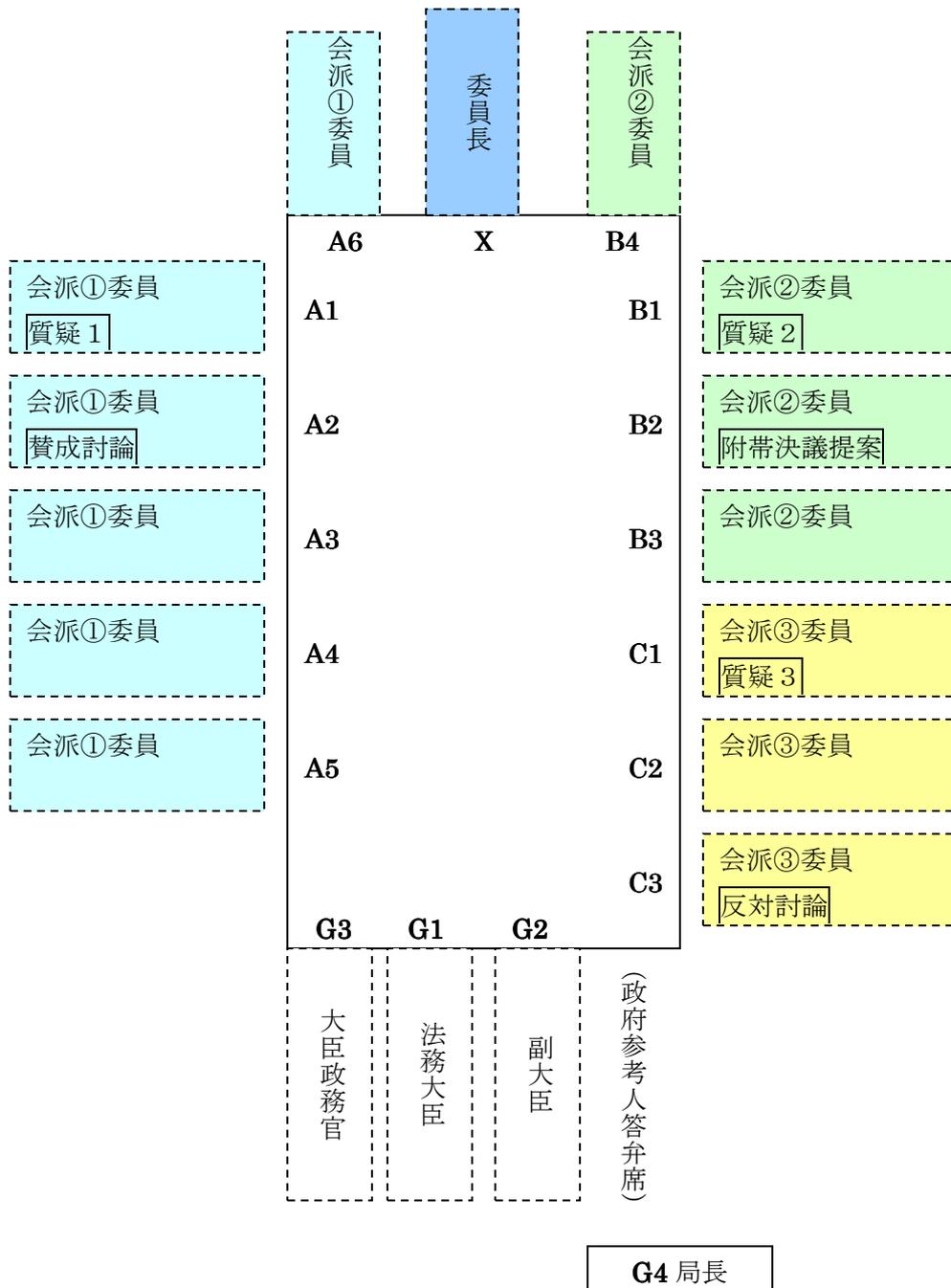
<答弁者>

法務大臣（G1）、副大臣（G2）、大臣政務官（G3）、法務省人権擁護局長（G4）

○ 参議院本会議

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	議長	Y	7分
委員長報告	委員長	X	
討論①（反対）	会派③	C2	10分
採決	議長	Y	3分
散会宣告	議長	Y	
計			20分

② 委員会座席表



※ 当日、変更する場合があります。

③ 役割分担表

○ 委員会

(委員長)	X	[]	君	
(質疑者)	A1	[]	君 (会派①)	
	B1	[]	君 (会派②)	
	C1	[]	君 (会派③)	
(反対討論)	C3	[]	君 (会派③)	
(賛成討論)	A2	[]	君 (会派①)	
(附帯提案)	B2	[]	君 (会派②)	
(発言無し)	A3	[]	君 (会派①)	
	A4	[]	君 (会派①)	
	A5	[]	君 (会派①)	
	A6	[]	君 (会派①)	
	B3	[]	君 (会派②)	
	B4	[]	君 (会派②)	
	C2	[]	君 (会派③)	
(答弁者)	法務大臣	G1	[]	君
	法務副大臣	G2	[]	君
	法務大臣政務官	G3	[]	君
	法務省人権擁護局長	G4	[]	君

○ 本会議

(議長) 議長	Y	[]	君
(委員長) 法務委員長	X	[]	君
(政府) 法務大臣	G1	[]	君 ※発言なし
(討論者) 議員	C2	[]	君 (会派③)

④ 委員長用台本

※ 委員長は、役割分担表をもとにカッコ内の空欄に予め氏名を書き込んでおく。 ※

ただいまから、法務委員会を開会いたします。

[委員長、起立]

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび法務委員長に選任されました〔X 〕でございます。本委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

[全員拍手、委員長着席]

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「少年法の一部を改正する法律案」の審査のため、本日の委員会に
法務省人権擁護局長〔G4 〕君

を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

※以下、答弁者の呼び方

- ・ ○○法務大臣
- ・ ○○法務副大臣
- ・ ○○法務大臣政務官
- ・ ○○人権擁護局長

(○○は姓のみ)

〔G1 (姓のみ) 〕法務大臣。

[G1 から趣旨説明]

「少年法の一部を改正する法律案」を議題と致します。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

〔G1 (姓のみ) 〕法務大臣。

(〔 G1 〕君「委員長」と呼び、挙手)

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

質疑のある方は順次御発言願います。

(〔 A1 〕君「委員長」と呼び、挙手)

〔A1 〕君。(その他の会派①委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

〔※ 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言
○○○○君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。〕

〔※ 不規則発言でうるさいとき。
静粛に願います。〕

〔※ 質疑者・答弁者が勝手に発言をしているとき。
○○君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。〕

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派①委員、拍手。)

以上で〔A1 〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔B1 〕君。(その他の会派②委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派②委員、拍手。)

以上で〔B1 〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔C1 〕君。(その他の会派③委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派③委員、拍手。)

以上で〔C1 〕君の質疑は終了いたしました。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

(〔 C3 〕君、「委員長」と呼び、挙手)

〔C3 〕君。

(〔 C3 〕君反対討論、その他の会派③委員、始めと終わりに拍手)

(〔 A2 〕君、「委員長」と呼び、挙手)

〔A2 〕君。

(〔 A2 〕君賛成討論、その他の会派①委員、始めと終わりに拍手)

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより「少年法の一部を改正する法律案」について採決に入ります。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔会派①・②委員挙手、会派③委員挙手せず「反対」と呼ぶ。〕

多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。〔大臣・副大臣・政務官は起立し、一礼。会派①・②委員拍手。〕

この際、〔B2 〕君から発言を求められておりますので、これを許します。

（〔 B2 〕君挙手）

〔B2 〕君。

（〔 B2 〕君附帯決議案文朗読）

ただいま〔B2 〕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔委員全員挙手〕

全会一致と認めます。よって、〔B2 〕君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、〔G1（姓のみ） 〕文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。〔G1（姓のみ） 〕法務大臣。

〔大臣発言〕

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔委員全員「異議なし」と呼ぶ。〕

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

⑤ 発議者の趣旨説明文

ただいま議題となりました「少年法の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

少年法 61 条は、少年事件情報のうち、加害少年本人を推知される事項についての報道を禁止しております。これは、憲法で保障される少年の成長発達過程において健全に成長するための権利の保護とともに、少年やその家族の名誉やプライバシーを保護することを目的としております。しかしながら、同条は、憲法 21 条の表現の自由の保障の観点から、報道機関の自主性を尊重し、違反に対する制裁規定を欠いております。そのため、一部報道機関が少年の推知報道をして、少年の成長発達権を著しく侵害する事例がしばしば生じております。また、インターネットの発達により、少年の関係者などが社会的制裁として実名や写真、家族構成など少年に関する情報を流布させ、名誉権やプライバシー権侵害をすることが近時の問題と認識されるに至っております。

そこで、本法案は、少年事件の推知報道やインターネット上での情報の提供を禁止し、そうした行為により少年や家族に被害が生じている場合について、法務大臣が是正を命じるなど、強制力を伴う措置を講ずることができるように定めるものであります。

次に本法律案の概要についてご説明申し上げます。

第一に、少年審判に付された少年又は少年のときに犯した罪により公訴を提起された者について、氏名、年齢等により当該事件本人であることを推知させることを、出版物の掲載、放送番組の放送及び不特定多数者へのインターネットを介した情報の提供を通じて行う行為を推知報道とし、何人も推知報道をしてはならないこととしております。また、推知報道をして、少年又はその親族等の関係者に対し、身体の安全が害される等の不安を覚えさせてはならないこととしております。

第二に、法務大臣は、推知報道の禁止等に違反する行為により、少年等の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該違反者に対して、必要な措置を勧告及び聴聞を経て、命令を発することができることとしております。

第三に、法務大臣は、推知報道に伴う重大な権利利益の侵害があり、緊急の措置をとる必要がある場合、速やかに必要な措置をとるよう命令を発することができることとするほか、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

⑥ 質疑答弁集（質疑者 1～3）

※ 質疑を行う上での注意 ※

<質疑者>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、質疑を行います。
- ・ 最初の質疑の冒頭には、「〇〇党の××です。」と自己紹介をし、最後の質疑が終わったら、「終わります。」と言います。
- ・ 答弁を聞いている最中は着席します。
- ・ 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 必ずしも台本を一字一句読む必要はありません。趣旨が伝われば、適宜、アレンジして構いません。

<答弁者（政府）>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、発言を行います。ただし、政府参考人・参考人は発言者席まで移動して立ったままで答弁し、発言を終えたら自席に戻ります。
- ・ 答弁の冒頭には「お答えします」と言うといいです。
- ・ 法案を審議して頂いている立場なので、答弁は懇懇な態度で、丁寧な言葉で行うようにしましょう。
- ・ 待機中も姿勢正しく行儀良くしていきましょう。
- ・ 野次や拍手、採決の際の挙手などをしてはいけません。
- ・ 政治家（大臣・副大臣・政務官）と官僚（政府参考人）とは異なる立場ですので、その点を注意しましょう。

<発言者以外の委員>

- ・ 委員長が「ご異議ありませんか」と言った場合は、大きな声で「異議なし」と言います。
- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手をいれたりします。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- ・ 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

会派① 孤軍奮党 質疑

孤軍奮党の〔A1 〕です。大臣をはじめとして、関係者の方々
はご苦労様です。

○ 法案提出の背景

早速ですが、本法案を提出された背景についてご説明下さい。

(法務大臣)

少年法 61 条は、少年の特定に関する情報が広く社会に伝わり、また、少年の社会生活に
影響を与えることを防ぎ、その更生に資することを趣旨として、少年事件に関して、いわ
ゆる推知報道の禁止を定めております。しかしながら、制裁による強制力を伴わないこと
から、一部週刊誌が推知報道を行い、少年の更生を妨げる結果となります。また、近年の
インターネットの発達により、事件を起こした少年の関係者が氏名等の情報を流出させる
ということも起きております。そのような状況を放置すれば、法の趣旨を阻害することと
なりますので、法務大臣をして適切な措置を講ずるための法案を提出した次第です。

これにより、報道の自由やインターネット上の表現の自由が制約されること
になりますが、憲法上の問題は生じないでしょうか。

(法務副大臣)

お答えいたします。

法案では、新たに 63 条として、法務大臣が是正措置を講ずる際に「表現の自由、学問の
自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない」と規定し、憲法の保障する基
本的人権に配慮する規定を置いております。

また、まずは是正をすべき旨の勧告を行いまして、違反者が正当な理由なく何ら措置を
講じず、少年等の重大な権利利益の侵害が切迫しているときに限り、命令を出すことがで
きることにしております。その際も、必ず聴聞手続を行うように定めておりますので、慎
重な対応を可能にすべく、手続的権利も十分に保障されているものと考えております。

具体的に、法務省はどのような手続で対応をとっていくことになりますか。

(法務省人権擁護局長)

お答えします。

まず、法務省本省又は各地の法務局が窓口となりまして、少年本人やご家族、あるいは
推知報道を知った第三者からの申し出を受け付けます。そして、実際の状況を人権擁護局
の担当官が情報収集しまして、法案 61 条に反する行為を認知しましたら、62 条に基づきま
して、その内容に応じた措置を講じるよう法務大臣名で違反者に勧告を行います。それ
でも是正がなされない場合は、先ほど副大臣からもありましたように、聴聞手続を経て命
令を発することとなります。

なお、緊急の必要がある場合は、勧告及び聴聞手続を省略して、直ちに命令を発するこ
ともできる規定が設けてございますが、その際も、国民の権利・利益に配慮して、慎重に
対処して参る必要があると考えております。

違反者が命令内容を履行しない場合は、刑事罰による制裁がございますので、法務省から検察庁に告発をし、後は検察当局が適切に対処するものと考えております。

以上でございます。

推知報道には、インターネット上の情報提供も含まれるのですが、匿名の掲示板であると法務省として違反者を特定できないことになるとと思いますが、この点いかがでしょうか。

(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

報道機関や放送事業者の場合に比べ、インターネット上の情報提供は匿名性が高いものがございますので、その点で本法の適用が難しい場合も想定されます。ただ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、いわゆるプロバイダ責任制限法におきまして、インターネット上での匿名発信情報により被害を受けた者が、被害回復のために、特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求する権利が認められておりますので、被害者本人において違反者を特定する方途がございます。

法務省といたしましては、被害者本人と相談の上で違反者を特定し、適切な措置を講じるという流れになるかと存じます。

なお、名誉棄損罪に該当するような悪質な書込みについては、従前どおり、検察庁への告発などにより、適切に対処して参ります。

以上でございます。

是非、ネット上の書き込みを野放しにしないようにお願いします。

次に、少年事件でも凶悪なものや猟奇的なものなど、社会的関心を強く引くものがあります。そうした少年事件の推知報道は、公益性の観点から許容されるとの見解がありますが、本法案では適用除外になるのでしょうか。

(法務副大臣)

お答えいたします。

いわゆる長良川リンチ殺人報道訴訟に関する最高裁判所第二小法廷平成15年3月14日判決によりますと、「少年法61条に違反する推知報道は、内容が真実で、それが公共の利益に関する事項に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出た場合においても、成人の犯罪事実報道の場合と異なり、違法性を阻却されることにはならず、ただ、保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却され免責されるものと解するのが相当である」とされております。

すなわち、通常の名誉毀損の違法性阻却とは異なり、少年の保護の要請が強く働きますので、「特段の事情」の範囲はかなり限られてくるものと考えております。

以上でございます。

推知報道ではなく、報道それ自体は少年事件であっても許容される訳ですが、

例えば、モデル小説のように、何となく関係者にはわかってしまうものもあると思います。推知報道に該当するかどうかの判断基準についてお示し下さい。

(法務副大臣)

お答えいたします。

先ほどの最高裁判例によりますと、「その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」とされておりまして、本法律案が成立した後も少年法 61 条の解釈に変更はございません。

以上でございます。

○ヘイトスピーチへの対応

推知報道といっても非常にセンシティブな情報という場合があります。例えば、在日外国人の方に対するヘイトスピーチの文脈で少年事件の推知報道がなされますと、少年の健全育成を著しく害する危険性があると考えます。神戸の事件ですとか、光市の事件をネットで見ると、そうした書込みがあり、ヘイトスピーチに該当すると考えております。

まず、ヘイトスピーチの概念についてどう理解されているか、お答え下さい。

(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

いわゆるヘイトスピーチについて、その概念は必ずしも確立されたものではないと思われませんが、近時のデモなどにおいて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が行われているという事実があったことは認識いたしております。

さらに、当局がヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動の対象として念頭に置いておりますものは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であります。

以上でございます。

この問題に関しては、何度も何度も国連の人権委員会ですとか人種差別撤廃委員会から勧告、見解を受けているわけですね。そうした中で、いよいよ最終見解というのが出されているにもかかわらず、まだ政府や法務省の対応は鈍いと思います。その辺り、もう少しスピード感を持ってもいいと思うんですけども、例えば人種差別撤廃委員会の最終見解などについて、法務省というのはどういうふうに思われているのでしょうか。

(法務副大臣)

お答えいたします。

人種差別撤廃委員会から公表された最終見解において、我が国政府に対し、ヘイトスピーチに対処する適切な措置をとるよう求める旨の勧告が盛り込まれたことを十分承知いたしております。

私ども法務省の人権擁護機関では、特定の民族や国籍の人々を排除しようとする言動に対し、粘り強くかつ地道な啓発活動を通じて社会全体の人権意識を高め、こうした言動が

許されないことであるという認識を醸成することにより、偏見や差別の解消につなげていくことが重要と考え、啓発活動に積極的に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

極右団体が川崎で実施したデモの前の集会においても、法務省が積極的に作ってくださった「ヘイトスピーチ、許さない。」という、ポスターの偽造物がものすごく作られています。

法務省のホームページを拝見しますと、この「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスター、リーフレットについては、ちゃんとこれを使ってくださいと、つまり偽造は許さないと書かれているわけですが、こういったことが横行している現状に対してどのような対処を取られているのでしょうか。

(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

当局では、法務省ホームページにおいて、当局の作成したヘイトスピーチに焦点を当てた啓発ポスターは一切改ざんせずを使用することをお願いしているところであります。それにもかかわらず、デモの際やインターネット上で改ざんされたポスターが使用されているものがあることは承知しております。大変残念なことと思っております。

当局としては、インターネット上で悪質な改ざんがされているポスターが掲出されている場合にはサイト運営会社などに削除を要請するなど、適切に対応するよう努めております。

以上でございます。

そうした事例は、もはや表現の自由の濫用ですので、どんどん取り締まって欲しいと思います。

そこで、もう一点、ポスターの偽造についてお尋ねをしたいんですけども、そういうことに対して、法務省の方が毎回そこに行って、これは駄目なんだと言うことは難しいだろうと思いますので、そうしたときに、例えば現場の警備をなさっている警察官の皆さんと協議をして、実際に警察官の方々はその横にいらっしゃるわけですから、これは駄目なんだというようなことを伝えるような、そういう連携というのは取っていただけないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(法務省人権擁護局長)

御指摘いただきましたことについて、これから検討してまいります。

今回の法案で、人権擁護局に強力な権限が与えられた訳ですから、ヘイトスピーチにあたるような書込みはどんどん是正命令を出していただいて、みんなが安心して暮らせる共生社会づくりを進めて頂きたいと思います。この国は、日本人のためだけにある訳ではありません。

最後に、この人権行政に関しては、そもそもこの人権行政を扱う機関が政府

から独立した機関で扱うようにと、こういう国際機関からの要請もあるわけ
でございます。この人権行政を扱う機関を政府から独立して行うという方針につ
いて大臣はどのようにお考えでしょうか。

(法務大臣)

以前の国会におきまして、人権委員会設置法案が提出されましたし、また、若干内容が
違いますが、人権擁護法案も提出されていたわけでございますが、いずれも廃案になって
終わってしまったという経緯がございます。

過去を振り返ってみますと、この人権救済機関、独立のものをつくるにはどうするかと
いうのはいろんな議論がございました。そこで、これまでなされてきた議論の状況も踏ま
えながら、人権救済機関の在り方についてももう一回整理が必要ではないかと、実は私はそ
のように考えておりまして、今法務省で少し検討するようにさせているところでございま
す。

今の法務省の人権擁護局をすぐにそのまま法務省の外局に横滑りのような形
で人権委員会に設置して移行するというのでは、どういうところがまずいん
でしょうか。

(法務大臣)

今までの議論を振り返りますと、例えば、人権委員会の独立性が高くその権限が強大
であるというような御指摘もありました。それから、何が人権侵害にあたるか。司法等
ですとどういうものが人権侵害に当たるのかというのは相当明確でございますが、そこがや
や漠然としているのではないかと議論もあったと思います。それから、むしろ個別救
済の法を整備することにもっと力を注ぐべきではないかというような御意見もありまして、
その辺りを今どう論点整理するかということを考えているところでございます。

国際機関あるいは国際世論からの要請もあります。また、本来的にはやはり
政府から独立したということが望ましいと思われまますので、前向きに是非取り
組んで、レイシストを駆除して頂きたいというふうに思います。

1964年にアメリカで公民権法、人種差別法が制定されました。そのとき、当
時のリンドン・ジョンソン大統領が子供たちの前で、侮辱されない権利がある
という言葉を発表しました。それが人間の尊厳であり、ヘイトスピーチがそれを
損なうものなんです。

だからこそ、新しい法律というのを私たちは考えていかなければいけないと
いうふうに思っております。この法律案をさらに発展させて、差別のない健全
な共生社会を目指していきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

会派② オアフ党 質疑

オアフ党の〔B1 〕です。本日はよろしく申し上げます。

○ サムの息子法

わが党は、基本的に本法案に賛成であります。最近、気になる出来事がありましたので、それについて質問させていただきます。

1997年に神戸市で起きました連続児童殺傷事件、その加害者の男性が手記を書いて出版をしたということで、これは大変なベストセラーになったというふうに伝えられているんですけども、これはどなたかお読みになりましたか。感想があればお聞かせ下さい。

(法務大臣政務官)

「絶歌」という本だと思いますが、軽く読ませて頂きました。今回手記が出されたということでございますが、これにつきましては、特定の出版行為ということでございまして、個別の刑事事件にかかわることでもあるということでございますので、私の方からそれについての可否とかということについてお答えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

もちろん、表現の自由というものが保障される中でこの議論を行うべきだという立場で発言をしているわけですが、例えば、被害者のお墓もある兵庫県の明石市におきましては、犯罪被害者等の支援条例に基づいて、書店における販売の自粛や、あるいは図書館での購入を行わないなどの対応がとられているわけでございます。

やはり法務省として、今回のこうした重大事件の加害当事者による出版が加害者御自身や社会全体としての犯罪や再犯の抑止につながり得るのか、逆に模倣犯のような形を助長するおそれがあるのかないのか、そういった視点については、私は、専門家の分析を行っていただく必要もあるのではないかと思います。いかががお考えでしょうか。

(法務大臣政務官)

お答えいたします。

表現の自由との関係もありますので、個別の出版物についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。先ほど御指摘いただいた矯正あるいは立ち直りというような形の中での動きなど、さまざまな視点があるかと思っておりますが、注意深くしっかりと見詰めながら、必要なことがあればまた対応していくということが大事であるというふうに思っております。

以上でございます。

御遺族の方にとっては、手記の出版により「息子は二度殺された」との苦しい心情、残念な状況にあるという認識にあります。これに寄り添っていかねばいけないと思っております。

そこで、今回のような出版に対応するために、アメリカにおいて「サムの息子法」という法律がありますが、犯罪被害者等基本法の改正や第三次犯罪被害者等基本計画において取り組むべき課題ではないかなというふうに考えます。政府としてはどうお考えでしょうか。

(法務大臣政務官)

お答えいたします。

ご指摘のいわゆる「サムの子法」でございますが、1977年にアメリカ・ニューヨークで若い女性やカップルら6人が襲われた連続猟奇殺人事件が発生しまして、そして、その事件の犯人に対して大変な高額の出版のオファーがあり、それに対するさまざまな批判が沸き起こったことが契機となりまして、その著作の収入を被害者の補償金に充てることを内容とする法律が制定され、今日でもいくつかの州におきまして運用されている州法であると認識しております。

現在、このような規制の必要性についての検討は行ってはおりませんが、仮に検討するとしても、表現の自由の保障との関係から、相当に慎重な検討が必要ではないかと考えております。

確かに、加害者はもう法の制裁というのを受けているわけですから、表現の自由を止めることというのは難しいのではないかなというふうには思いますけれども、例えば被害者の一人、当時被害に遭った少年のお父さんが、精神的な苦痛を改めてこういう出版ということがあってまた思い出してしまった、心の傷が更に深くなるというようなことをやはり訴えているわけですね。

こうしたことを考えると、被害者遺族の心情を傷つけるような行為というものを、いわゆる不法行為、にならないのかどうかという点と、犯罪にできるかどうかということも検討したことがあるかどうか、これについてもお伺いしたいと思います。

(法務大臣政務官)

お答えいたします。

不法行為の要件ということですが、これは、故意又は過失によりまして他人の権利又は法律上保護される利益を違法に侵害し、損害を生じさせることということでございます。委員の今御指摘のような成立の要件、加害者が被害者の御遺族の心情を傷つけるような行為ということでございますが、これがこの不法行為に該当するかどうかという判断をする上で、この不法行為の要件のうち、違法性が特に問題となるというものでございます。

また、一般論として申し上げるところでございますけれども、公然と事実につきまして摘示し、人の名誉を毀損する行為に当たる場合につきましては名誉毀損罪が成立することでございます。また、公然と人を侮辱する行為に当たる場合につきましては侮辱罪が、それぞれ成立し得るものというふうに考えるところでございます。

しかし、それらの該当性につきましては個別具体的な事案ごとに判断されるというものでございまして、一概に御答弁をするということが難しいというふうに申し上げたいと思います。

実は、こうしたことは今回だけではないわけですね。遡ってみると古くは1971年の連続ピストル射殺事件、連合赤軍事件でもありましたし、パリの人肉事件ということもありました。それからあと、秋葉原での無差別殺傷事件、こうしたものもやはり手記を書いて、そして、それなりにやっぱり本が注目を浴びているわけですから売れる、売れるということになれば印税が入る。そうした収益、この収益額が大きくなればなるほど、犯罪によってそういう収益を得ることがどうなのかと思うんです。神戸の児童殺傷をした少年は、もう30歳を超えていますが、ホームページまで立ち上げて、世間にアピールして被害者感情を逆なでしていると批判されています。

こうしたことから考えると、やはり新しい一つのこういう事件の形として法整備というものを検討する必要もあるのではないかというふうに考えているんですけれども、先ほど、これまで検討されていないということだったんですが、法務大臣、いかがでしょうか。こういうものはやっぱり検討すべきケースではないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

(法務大臣)

そうした法整備を図ることを検討したことはございませんが、犯罪被害者等基本法及び同法に基づきます犯罪被害者等施策推進会議において決定された犯罪被害者等基本計画に基づきまして引き続き犯罪被害者等施策を推進して参ります。

○ 守秘義務をめぐる問題

この「絶歌」という本が出版される少し前、2015年5月の月刊誌「文藝春秋」に、担当裁判官により家庭裁判所の審判の決定全文が公表されております。当然、犯罪報道の自由というものが認められる反面、やはり裁判官を含めた国家公務員の守秘義務がある中で、元職といえども、こういった形で全文を公表するのには違和感を覚えます。

まず、法務大臣、この雑誌の存在そのものについて認識をされているか、それから、内容をごらんになられたことがあるか、御答弁いただけますか。

(法務大臣)

御指摘の記事については、掲載されたということについては承知をしているところでございます。

この元裁判官の方は、要旨が既に公表されている以上、守秘義務違反には当たらないとか、全文公表であったとしても加害男性の名前は出ていない、ゆえに少年法に抵触しない、こういった主張をされておるわけですが、率直に言って私は少し違和感を覚えます。

これは、少年法の 61 条の記事掲載禁止規定、あるいは 22 条 2 項等に抵触すると思われるわけですが、これについて見解を御答弁いただけますか。

(法務副大臣)

お答えいたします。

まず、決定要旨が公表されているということと守秘義務違反との関係について述べますと、決定要旨につきましては、本件が社会的に注目を集めたということを考慮いたしまして、委員御指摘の少年法 22 条 2 項により少年審判が非公開とされていることに抵触しない限度において、裁判所において決定要旨を公表したものと承知しております。

これに対して、少年審判の決定書の全文の公開ということにつきましては、プライバシーの保護等の観点から見ても、人権擁護上問題になる場合があるというふうに考えているところでございます。

その上で、一般論として申し上げますが、決定書の全文は、決定要旨には記載されていない極めてプライバシー性が高い部分などを公開するものとなりますことから、守秘義務に違反するものというふうに考えております。

また、さらに、少年法の規定との関係で御指摘がございました。この点につきまして、少年審判事件の決定書全文を雑誌に掲載することは、関係者の氏名等が一部伏せられている、マスキングされているといたしましても、御指摘のような少年法の規定の趣旨に反し、少年審判に対する信頼を著しく損なうものであるというように考えております。

場合によっては国家公務員法違反として、告発義務も生ずるんじゃないかぐらいの問題意識を持っております。神戸の事件をめぐっては、かつて「文藝春秋」に少年の検察官面前調書が掲載された訳ですが、それらは革マル派の「全学連特別行動隊」と呼ばれる非公然組織が少年の精神鑑定を行った病院に侵入して盗み出したものとされています。2006 年に主犯の塩田明男ら 6 名の幹部に有罪判決が下っていますが、このような行為は法秩序に対する挑戦であり、断じて許せません。犯罪団体を情報源とするような推知報道が野放しにされる現状は、この法案で改善されなければなりません。

この点については、後日に譲ることとして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

会派③ 適党 質疑

適党の〔C1 〕です。

まず、この法案は、政府によるメディア統制とインターネット上の言論規制を狙ったものであることを指摘しておきます。

○ 法案の欠点について

大臣。改めて本法案の提案理由を述べてください。

(法務大臣)

少年法 61 条は、少年の特定に関する情報が広く社会に伝わり、また、少年の社会生活に影響を与えることを防ぎ、その更生に資することを趣旨として、少年事件に関して、いわゆる推知報道の禁止を定めております。しかしながら、制裁による強制力を伴わないことから、一部週刊誌が推知報道を行い、少年の更生を妨げる結果となります。また、近年のインターネットの発達により、事件を起こした少年の関係者が氏名等の情報を流出させるということも起きております。そのような状況を放置すれば、法の趣旨を阻害することとなりますので、法務大臣をして適切な措置を講ずるための法案を提出した次第です。

しかし、この法案では少年審判に至らない事件やそれ以前の段階の推知報道は規制対象にならない訳です。要するに、少年の更生や社会復帰など本気で考えていないということです。

次に、法案 61 条 2 項に「その他当該少年等と社会生活において密接な関係を有する者」とありますが、具体的にどういった方が含まれるのでしょうか。例えば、親戚ですとか、少年が身を寄せた友人宅の友人ですとか、学校の職員だとかも含まれますか。

(法務大臣政務官)

お答えいたします。

まず、親戚については「直系若しくは同居の親族」に該当する場合が多かろうと思われ
ます。その上で、「当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の
身上、安全等を配慮する立場にある者を言うものと思われ、学校の教師、職場の上司等
がこれに該当すると考えられます。友人、学校の職員についてもこの趣旨に当てはまる場
合には「当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」に該当するものと思わ
れます。

以上でございます。

もはや会ったこともない親戚でさえ不安を訴えれば、メディア統制やインター
ネット規制が可能となる訳であります。

同じ条文の「何人も」というのは、どの範囲の人を指すのでしょうか。

(法務大臣政務官)

お答えいたします。

法律上、行為の主体の限定はなされておられません。

大変おそろしい話です。当たり屋と言っては表現が過ぎますが、およそ少年とは縁遠い人から、あなたのネットの書き込みは不安を覚えるから削除しろと、応じないなら法務大臣に訴えるということが可能な訳です。おそらく憲法学者の9割は違憲というでしょう。

当然、権限濫用のないように、一般市民社会の、市民の自由をいたずらに脅かさないように非常に十分これを適用していただく必要があると思いますが、その辺のご所見を大臣にお願いします。

(法務大臣)

今御指摘の点でございますが、少年の社会復帰を阻害するような推知報道につきまして、有効な手だてにこの法律がなっていくであろうということを期待いたしております。また、法務省としても立法の趣旨を踏まえまして、この法律を十分に活用し、的確かつ積極的に推知報道の対応に取り組むよう人権擁護機関を督励してまいりたいと思っておりますが、今御指摘のように非常に微妙な問題を含んでおりますので、細心の注意を払ってこの問題に対処していくということ、やはり現場まで徹底をさせなければいけないなというふうに思っております。

要はすべて大臣のさじ加減一つという訳です。濫用に至らないという保証は何もないということでした。法務省から推知報道だとして勧告や命令を受けた方が、その内容に不服がある場合は、どう対応すればいいのでしょうか。

(法務大臣政務官)

お答えいたします。

この法案をつくるに当たりましては、第63条で特に「適用上の注意」として「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。」という一条を設けております。これによりまして、国民の権利を侵害することがあってはならないということ、これを特にこの条文に込めたわけでありまして、法務省におきましては、この法案を運用するに当たりまして細心の注意を払って参る所存であります。

なお、本法の勧告は、行政指導の一種でありまして不利益処分には当たらないため、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象とはなりません。ただし、平成27年4月1日より行政手続法第36条の2により新たに設けられました「指導の中止等の求め」による申立てが可能になると考えられます。

一方、命令は、対象となる者に一定の義務を課するものであるところから、いずれも不利益処分に該当するところですが、行政手続法に基づく聴聞を経て行うものでありますところから、同法第27条第2項によりまして不服審査の対象とはならないものの、取消訴訟の対象となるものであります。

以上でございます。

国民に余計な負担をかけることで、表現に対する萎縮効果を働かせようとし

ていることが分かります。

次に、例えば、ネットで「少年の氏名や家族構成をさらせ」などと書き込んで推知報道を煽っている者に対しては、勧告や命令が出せるのでしょうか。

(法務大臣政務官)

この法案の規制対象はあくまでも推知報道でございますので、それを煽る行為に対して勧告や命令をすることは想定されておりません。ただ、人権侵害を誘発する行為となれば、法務省設置法 4 条に基づく警告などにより適切に対処して参ることになると考えております。

適切に対処できないから、こんな法案を出してきたんじゃないですか。そもそも、法務省設置法 4 条は組織規定であって、警告権限なんて規定されていません。

1997 年の神戸の連続児童殺傷事件で、新潮社の「フォーカス」が少年容疑者の顔写真を掲載しました。さらに「フォーカス」では、神戸の連続児童殺傷事件で医療少年院送致となった少年が書いたと見られる犯行ノートのコピーを掲載しております。これは、明らかな少年法違反ですが、こういう一連の行動に対して、法務省はどのような措置を講じてきたのか教えていただきたいと思えます。

(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

新潮社に対しましては、東京法務局長から人権侵犯事件調査処理規程に基づきまして、これは少年法 61 条で保障されております少年の人権を侵害するものであるということで、反省と再発防止策等の策定、さらに被害回復措置を講じるようにということで勧告をいたしております。

以上でございます。

それに対して新潮社の方の対応はいかがでしょう。

(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

新潮社の方からは、二度の勧告に対しまして、それを受けとめるのは受けとめるけれども、見解の相違であるというような趣旨のことを勧告の場で口頭にて回答されております。

以上でございます。

この法案には、法務省の積年の恨みが込められている訳であります。

時間が参りましたので、これで終わりますが、言論のあり方は言論で決めるべきでありまして、公権力が介入するべきではありません。また、数年に一度起きるかどうかなというような事案に対して、この法案は 24 時間 365 日、法務大臣による言論監視を正当化してしまいます。もはや超えてはならない一線を越えた法案であることを申し上げまして質問を終わります。

⑦ 委員会における反対討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「適党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「少年法の一部を改正する法律案」に対し、反対の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

この法案が、矛盾に満ちた欠陥法案であることは、すでに委員会質疑において明らかにされてきたということは、強調し過ぎることはないでしょう。非常に危険な法案なのです。〔同じ会派委員、拍手〕

第一に、表現の自由に対する重大な侵害となることです。本法律案は、法務大臣による報道機関に対する報道統制やインターネット上の情報統制を可能にするものです。質疑においても明らかにされてきましたが、法務大臣が権限を発動する契機はかなり広範であり、およそ少年とは関係性の薄い人が不安に感じたというだけで、勧告、命令により表現行為に対する深刻な公権力の侵害を可能にするのです。このような法案は、文面上、違憲であると言わざるを得ません。〔同じ会派委員、拍手〕

第二に、少年事件の推知報道の射程が中途半端なことです。法案では推知報道の対象が「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」に限定されており、事件に至らないような少年の行為は対象となっておりません。例えば、少年が酒に酔って裸になって走り回ったとして、それを写真や動画にして少年を推知させる情報としてインターネット上に掲載しても、家裁の審判に付されないとすれば、その少年は保護されないこととなります。本当に保護されるべきは、そういった少年だと私は思います。そうした点からも、本当に少年のことを考えた立法かは疑わしいと言わざるを得ません。〔同じ会派委員、拍手〕

第三に、違憲の疑いの強い人権擁護法への布石となることです。今回の法案の担当部局である法務省の人権擁護局は、長年、啓発や警告などのソフトな対応で人権侵害事案に対処してきました。ただ、強制力を伴う公権力行使の濫用は、人権侵害よりも警戒すべき問題です。今回の法案は、そうした人権擁護行政全般に強制力を持たせ、広く国民を統制しようとする人権擁護法への第一歩だと言わざるを得ません。少年をダシにして、役所の権限拡大をすることは許されません。〔同じ会派委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

⑧ 委員会における賛成討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「孤軍奮党及びオアフ党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「少年法の一部を改正する法律案」に対し、賛成の立場から討論をします。〔会派①、会派②委員、拍手〕

この法案が成立することで、これまで野放しにされてきた少年事件の推知報道に対し、実効性のある措置がとれることになり、少年が安心して社会復帰できる環境づくりに対して、大きな一歩となることは間違いありません。〔会派①、会派②委員、拍手〕

賛成する第一の理由は、法務大臣が推知報道に対して、強制力をもって対応できることにあります。従来、人権擁護局から出版社に対して警告を発しても、全く意に介さないことが多々ありました。これでは、少年法の趣旨を損ねるだけでなく、法秩序を軽視する風潮を呼びこみかねません。実際、過激派が違法に入手した検事調書を雑誌に掲載したという事件もあり、看過できない事態が生じております。こうした事態への対処の一貫として、本法律案が不可欠であると言わざるを得ないのです。〔会派①、会派②委員、拍手〕

第二に、法務大臣の措置は、勧告を経て命令を出すという表現の自由にも配慮した手続きを置いていることにあります。しかも、命令を発する場合には、相手方から直接意見を聞く聴聞手続きを取ることになっており、法務大臣の慎重な判断が期待されるところです。さらに、勧告に対しては行政手続法上の中止の求め、命令に対しても裁判所による取消訴訟と、すぐに刑罰が適用されるのではなく、時間をかけて、その間に妥当な解決方法があれば、法務省と相手方において対応することも可能な仕組みになっており、この点が高く評価できると言えましょう。〔会派①、会派②委員、拍手〕

そして、第三に、日本に人権行政を担当する独立機関が存在しないことは、国際機関からも強い懸念をもって問題視されております。今回の法案は、再びそうした機関の設置に関する議論を始める良い契機になると考えます。少年がネトウヨの餌食とならないような強力な権限を持った機関が求められるところです。〔会派①、会派②委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に強く賛成することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔会派①、会派②委員、拍手〕

⑨ 附帯決議案

私はただいま可決されました「少年法の一部を改正する法律案」に対し、孤軍奮闘、適党及びオアフ党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

少年法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行^{せこう}にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

一 少年事件の推知報道に対しては、少年の健全な社会復帰を妨げることのないよう適切に対処しつつも、法務大臣の権限行使がいやしくも国民の自由一般に対する侵害とならないよう留意すること

二 少年法の趣旨を広く国民が理解できるように、地方公共団体や民間企業等とも連携して、広報その他の適切な方法での啓発活動を行い、少年を取り巻く社会的環境の改善に努めること

三 非行少年を生まない環境整備に向けて、学校、家庭その他の場所で、少年や家族、その他の関係者が適切な対応ができるような相談・支援体制を拡充していくように、適切な措置をとるよう努めること

四 少年に対する推知報道をはじめとする各種の人権侵害事案に対して適切に対応し、わが国に対する国際機関からの懸念を払しょくすることができるような体制の整備に向けた検討を進めること

右決議する

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

⑩ 附帯決議に対する大臣発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

⑪ 議長用台本

〔大臣（G1）はひな壇に着席して待つ。〕

—————入 場—————

〔議長下手（向って左手）より入場。〕（〔場内拍手〕）

〔議長登壇。一礼して、議長席に着く（議長らしい威厳を保つ）。〕

—————

〔議長、ギャベルを2度叩く。〕

—————開 議—————

「これより会議を開きます。」

—————日程の宣告—————

「日程第一 少年法の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付。」

—————

「まず、委員長の報告を求めます。」

「法務委員長 〔X 〕君。」

—————委員長報告—————

（〔場内拍手〕）

（〔委員長下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。報告書朗読〕）

—————

（〔場内拍手〕、委員長は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。議長は委員長が議席に戻るまで待つ。）

—————討 論—————

「本案について討論の通告がございます。発言を許します。」

「〔C2 〕君。」

—————

（〔場内拍手〕）

（〔 C2 〕君下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。討論文朗読。）

—————

（〔場内拍手〕、〔 C2 〕君は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。）

（議長は〔 C2 〕君が議席に戻るまで待つ。）

⑫ 本会議における委員長報告

〔委員長下手から登壇。〔場内拍手〕議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼し、報告書朗読〕

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、少年事件に対する推知報道により、少年の更生が阻害され、また、親族等の生活の平穏が脅かされるおそれがあるため、法務大臣に推知報道を是正するための勧告及び命令を行う権限を付与するため、少年法の一部を改正することを目的とするものであります。

委員会におきましては、法案提出の背景、ヘイトスピーチの問題、いわゆるサムの子に関する議論、法案の課題等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、

〔 適党 〕を代表して〔C3 〕委員より反対する旨の意見が、〔 孤軍奮党 及びオアフ党 〕を代表して〔A2 〕委員より賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

（〔場内拍手〕、委員長は、議場へ一礼、議長に対して一礼し、上手から議席に戻る。〔場内拍手〕）

⑬ 本会議における反対討論

〔下手より登壇。議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼して討論〕〔拍手〕

私は、「適党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「少年法の一部を改正する法律案」に対し、断固反対の立場から討論を行います。〔拍手〕

そもそもこの法案は、少年の更生のために静かな環境を整備するということが目的であったはずですが、しかしながら、情報統制が目的化してしまっており、本末転倒な法案になっていると言えるでしょう。情報発信者を公権力が徹底的に追い詰めて、最後は刑罰を科すという以上にこの法案の狙いは見えてきません。本当に少年の更生を考えているならば、なぜ少年審判に付されなかった少年を含めなかったのでしょうか。今日、問題となっているのは、SNSで犯罪まがいの行為を自慢げに書き込む少年たちの情報を拡散させ、いわゆる「炎上」「祭り」状態にすることです。もちろん、これは刑事訴訟法の特別法である少年法の範囲ではありませんが、ネット上の少年保護や「忘れられる権利」の整備として新規立法をするのが筋ではなかったのでしょうか。政府は、週刊誌の弊害を強調して、ネット上の書込みを規制するという目的と手段がかみ合わない姿勢にあることを自覚しているのでしょうか。〔拍手〕

現行の少年法61条が禁じるのは、報道機関の推知報道のみであるのに、本法案は、インターネット上の書込みなども広く規制対象にしています。もちろん、今日において、インターネット上の表現活動が少年の更生の妨げになる事実は確かです。しかしながら、報道のプロである報道機関の報道と、一般人のネット上の書込みとを同列に扱ってしまって、果たして良いのでしょうか。単に現行法に刑事罰を加えた以上の重大な改正がなされているにもかかわらず、全く議論が尽くされたとは言えません。このまま採決を急がず、慎重審議をすることが必要ではないのでしょうか。〔拍手〕

また、そもそも大人だからといって、更生の可能性がない訳ではないのですから、実名報道そのものの必要性も疑わしいものがあります。ある憲法学者に痴漢で逮捕され、後に無罪判決を受けた方がいます。冤罪が証明されたのですが、しばらくはその方の名前をネットで検索すると、「痴漢」や「逮捕」といったキーワードが表示されたり、逮捕されたネットの記事が上位に表示されたりしたそうです。逮捕された段階では無罪性の推定が働くわけですから、実名報道のあり方もこれを機会に検討を行うべきです。〔拍手〕

とはいえ、表現の自由に対する制約を伴うことから、そうした施策の実現には慎重を期すべきであり、基本的には公権力による制限ではなく、表現者

の自主的な判断に委ねるのが妥当といえるでしょう。その意味で、少年法 61 条は、実効性のない規定ではなく、むしろそれが法の限界であると理解すべきなのです。歴代の内閣法制局長官が共同で執筆した『例解立法技術』には、次のような一節があります。「社会生活において人が守ることを要する行為の基準はいろいろあるが、それがすべて法として取り上げるに適するものであるというわけではない。結局、それが国の権威又は権力の裏づけによって、その実現を、法的に強要するのにふさわしい内容のものであるかどうかという点から考えて、法として成り立つだけのよう要請のあるもののみが、立法にあたっては選ばなければならない」。近年の政権は、内閣法制局を軽んじる傾向にありますが、この法案でもそうした姿勢が垣間見えるのです。明治以来築き上げてきた法治国家、文明国家としての伝統を捨てて、野蛮な未開国家への道をひた走っているように思えてなりません。強く反省を促します。〔拍手〕

さらに、この法案により権限を得るのが法務大臣であるというのが大きな問題です。法の目的である少年の更生を考えれば、審判を担当する家庭裁判所が是正のための措置を講ずる主体となるべきでしょう。それが素直な考え方というものです。しかし、法務省は度々廃案になっている人権擁護法を何としても成立させて、人権擁護局の権限を強化したいとの野心を以前から抱いております。いわゆるヘイトスピーチ規制でも強制権限がなく、特定の野党議員から度々弱腰を非難されてきた人権擁護局にとって、この法案は大きな武器になるのです。〔拍手〕

法案の立案者の真の狙いは人権擁護法の成立と、「人権侵害」を口実にした政府の表現弾圧であることは明らかです。もし、このことに立案者が気づいていないのだとしたら、それは余程視野の狭いマヌケな情報弱者であると言わざるを得ません。〔拍手〕

悪魔は正義の味方の皮を被ってやってきます。是非とも、この法案を廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。〔拍手〕与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。〔拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔拍手〕

(議場へ一礼。〔拍手〕 上手に進みながら振り返り、議長に対して一礼し、議席に戻る。)

⑭ 法律案

少年法の一部を改正する法律（第190回国会閣第▲▲号）

SFC 模範議会プロジェクト 2016

2016-03-15 版

少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（六十一条）」を「第四章 推知報道等の禁止（六十一条—六十四条）」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 推知報道等の禁止

（推知報道及び推知報道をして不安を覚えさせることの禁止）

第六十一条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者（以下、「少年等」という。）については、氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知させる記事若しくは写真を新聞紙その他の出版物に掲載し、放送番組を放送し、又は情報を電気通信回線を通じて不特定若しくは多数の者に提供すること（以下、「推知報道」という。）をしてはならない。

2 何人も、推知報道をして、少年等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該少年等と社会生活において密接な関係を有する者（以下、「親族等関係者」という。）に対し、身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

（勧告及び命令）

第六十二条 法務大臣は、前条の規定に違反する行為により少年等又は親族等関係者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 法務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において少年等又は親族等関係者の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該違反者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 法務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 法務大臣は、前三項の規定にかかわらず、前条第二項の規定に違反した場合において少年等又は親族等関係者の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要

があると認めるときは、当該違反者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第六十三条 法務大臣は、前条の規定により勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

(罰 則)

第六十四条 第六十二条第二項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検 討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

理 由

少年事件に対する推知報道により、少年の更生が阻害され、また、親族等の生活の平穏が脅かされるおそれがあるため、少年法を改正して法務大臣に推知報道を是正するための勧告及び命令を行う権限を付与する必要がある。これが本法律案を提出する理由である。

この法律案は、平成 27 年度秋学期 SFC リーガルワークショップの授業内で学生が作成したものを、平成 28 年度 SFC 憲法（統治）における模範議会 2016 用にアレンジしてあります。なお、この企画は、法律案に含まれる内容について賛否を主張することを目的とするものではありません。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/>

<事前・事後学習教材>

プレ模範議会では、参議院の参観後、役割分担による実演（ロールプレイ）で立法過程を模擬体験します。ただ、ロールプレイに参加したり、それを見たりするだけでは一過性のイベントに終わってしまいます。これを効果的な学修につなげるためには、模擬体験にあたって事前と事後の学修を能動的に行うことが欠かせません。

下記は、中学2～3年生の主権者教育向けに作成した教材のサンプル版です。参考文献一覧とともに、個人での学習やグループでの作業を通じた能動的学修（アクティブラーニング）教材として、活用してください。

<事前学習>

STEP1 国会の仕組みを知ろう

次の文章を読んで、下の問いに答えなさい。

学校の国会見学に来たクラスの友達3人が、参議院の本会議場を見ながら話をしています。

法：今日は会議がないから誰も座っていないけれど、㉔国の大事なことがここで決められているのね。

律：日本の国会は、㉖二院制だから、㉚衆議院にもこれと同じ会議場があるんだよ。

学：でも、同じものを二つ置くなんて無駄だよな。一つにまとめた方が、物事を決めるのも早く済むだろう。

律：それは違うな。㉜参議院には衆議院とは違う役割があたえられていて、お互いに補い合う関係にあるんだ。

学：でも、こんな広い会議場で、ちゃんとした議論ができるのかな。

法：㉚委員会中心主義といって、具体的な議論は委員会という別のところでやっているのよ。だから、国民のために国会が働いているかどうかは、㉜ちゃんとした議論ができるかどうかを見れば分かるわけね。

問1 下線部㉔に関して、日本の国会の権限の組み合わせとして最も適当なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 法律を作ること、内閣総理大臣を選ぶこと、予算を承認すること。
- ② 行政の活動を監視すること、憲法を改正すること、外国と条約を結ぶこと。
- ③ 居眠りをすること、税金を無駄遣いすること、国民に悲惨な生活を強いること。

問2 下線部㉖に関して、二院制に関する記述として最も適当なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 内閣総理大臣が、衆議院と参議院の二院の議長を務める仕組みを二院制という。

- ② 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどは二院制の議会を持つ。
- ③ 二院制の議会において、先に予算審議をする権限を持つ議院を上院と呼ぶ。

問3 下線部㉓に関して、日本の衆議院の選挙制度に関する記述として最も適切なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 衆議院議員に立候補できるのは、25歳からである。
- ② 衆議院議員の選挙で投票できるのは、高校を卒業した18歳以上の国民である。
- ③ 衆議院議員の選挙では、大選挙区制が採用されている。

問4 下線部㉔に関して、日本の参議院が衆議院と異なる点に関する記述として最も適切なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 参議院には、解散制度がない。
- ② 参議院議員は、内閣総理大臣になれない。
- ③ 参議院議員の任期は、衆議院議員に比べて長い。

問5 下線部㉕に関して、委員会中心主義の説明として最も適切なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 国会議員が委員会に全員集まって議論をすること。
- ② 法律案は委員会で可決すれば、本会議を開かなくてもよいとすること。
- ③ 分野ごとに複数の委員会を置いて、それぞれの委員会で実質的な審議を行うこと。

問6 次の①～⑦の出来事を法律案が成立して法律として効力を持つようになるまでの順序に並べ替えなさい。

- ① 内閣が法律案を国会に提出する。
- ② 国会議員が法律案を国会に提出する。
- ③ 衆議院で法律案を審議し、可決する。
- ④ 参議院で法律案を審議し、可決する。
- ⑤ 法律が成立する
- ⑥ 天皇が法律を公布する。
- ⑦ 法律が施行される。

問7 次の①～④の出来事を国会の委員会で法律案を審査する順序に並べ替えなさい。

- ① 質疑
- ② 採決
- ③ 趣旨説明
- ④ 討論

問 8 下線部④に関連して、あなたから今の国会の状況を見て、ちゃんとした議論がされていると思いますか、思うという人はどういうことが議論には大切であるのか、思わないという人はどうしたら議論がちゃんとされるようになるのか、具体的に考えてみましょう。

STEP2 何が問題になっているのか知ろう

次の文章を読んで、下の問いに答えなさい。

少年（20歳に満たない子ども）が犯罪を行った場合は、大人と違って、名前や顔写真、住所などを報道（「推知報道」といいます。）してはいけないことになっています。これは、少年法という法律で決まっています。この少年法をめぐって、3人が議論をしています。

律：④少年法というのは、何で少年の犯人の⑥報道をしてはならないとしているのだろう。

法：子どもは大人と違って、環境に影響されやすいでしょ。でも、大人がちゃんと面倒を見れば、素直に改善する可能性が十分あるの。だから、社会に顔や名前が知られて、周囲から偏見を持たれたりしないように、報道をやめさせる必要があるのよ。

学：そうやって甘やかすから犯罪を平気でする子どもが出てくるんじゃないかなあ。

律：それは違うな。⑤子どもは判断能力が未熟だから、罪を悔い改めて、社会復帰をするためには、周囲から注目されないような環境づくりをする必要があると思うよ。

学：でも、少年法に違反して実名や顔写真を報道しても、刑罰を受けないでしょ。

法：憲法で⑦表現の自由が保障されているから、権力が強制するのではなく、報道する側の自主的な判断に任せることが大事なのよ。

学：でも、子どものことを考えるなら、⑧刑罰で強制すべきじゃないかな。

律：それは違うな。報道の自由を守ることも大事なことだよ。

学：⑨その立場は矛盾していないかな。

問 1 下線部④に関して、少年法が定めていることに関する記述として最も適切なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 少年が親の同意なく高額の買い物をした場合、取消ができる。
- ② 犯罪を行った少年に対しては、大人と異なる刑事裁判の特例が適用される。
- ③ 少年が健全に発達するためには、日々の生活で道徳を重んじなければならない。

問 2 下線部⑥に関連して、報道機関の役割に関する記述として最も適切なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 政治的考えの同じ人たちが集まり、政策の実現を目指すこと。
- ② 金もうけを第一に考え、広告や宣伝で消費意欲を高めること。
- ③ 独立した立場から事実を伝え、公平中立な意見を述べること。

問 3 下線部㉔に関連して、法律により子どもに限って禁止されていることに関する記述として最も適当なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 酒を飲んだり、タバコを吸ったりすること。
- ② 夜遅くまで起きていること。
- ③ バイクに乗ること。

問 4 下線部㉕に関して、表現の自由に関する記述として最も適当なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 最も重要な人権の一つであるから、いかなる場合も制限してはならない。
- ② 情報が自由にやり取りされることで、民主主義の維持と発展に役立つ人権である。
- ③ 言いたいことを言葉にして発言をする自由であり、歌やダンスは含まれない。

問 5 下線部㉖に関して、刑罰にあたるものに関する記述として最も適当なものを、次の①～③のうちから一つ選びなさい。

- ① 警察官に逮捕されること。
- ② 裁判所からの判決により罰金を支払うこと。
- ③ 遅刻した罰として、グラウンドを 10 週走らせられること。

問 6 犯罪を行った少年の名前や顔写真、住所などを報道してはならないとする少年法の条文を探して、次の空欄に書き写しなさい。

問 7 少年犯罪の実名報道が問題となった事例に関する新聞記事を探して、次の①～③の見解にそれぞれ賛同できるか、その簡潔な理由とともに答えなさい。

- ① 事件が凶悪な犯罪の場合は社会的関心も高いから、少年犯罪といえども、実名で報道することが許される。
- ② 少年がすでに死亡していたり、死刑判決が確定したりした場合は、少年の社会復帰を考慮する必要がないから、実名報道をしても構わない。
- ③ 実名報道をした新聞紙や週刊誌を、公共図書館で閲覧させることは、少年法が禁止していない。

問 8 下線部㉗に関して、学くんから見て、律くんの立場はどのように矛盾しているのでしょうか。あるいは、矛盾していないのでしょうか。

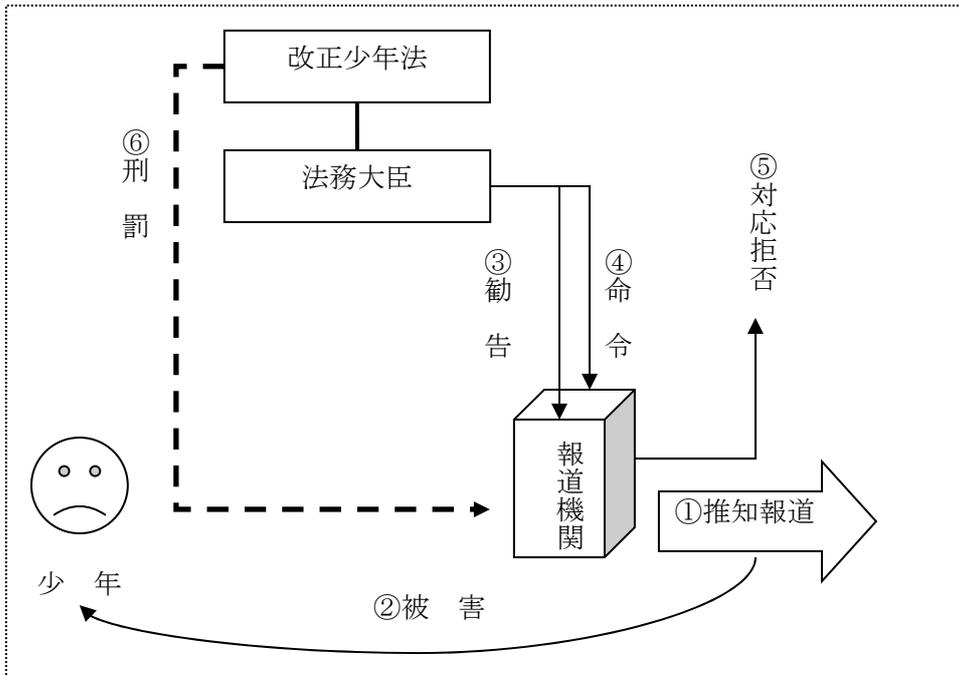
STEP3 それぞれの役割を知ろう

模擬国会の台本に出てくる人は、それぞれどんな役割を担っているのか考えてみましょう。特に、法案に対する立場がどのようなものかに注意してみるとよいでしょう。

<事後学習>

STEP1 どういう仕組みか考えよう

それでは、少年の推知報道をした者に刑罰を科す法律を作ったとして、具体的にどういう仕組みになるか考えてみましょう（実際の法律案も見てください）。



仕組みを簡単に図にすると、上のようになります。法律で「やってはいけません」と規定しても、それだけで推知報道がなくなる訳ではありません。また、刑罰を科すといっても、一定の刑事手続（裁判）を経なければなりません。

また、国会で法律を制定しても、その執行（実施）を担当する行政機関を決める必要があります。この法案では、法務大臣がその役割を担うことにしています。

法：法務大臣は、内閣のメンバーである国務大臣の一人なの。
学：法務大臣というのだから、法律の専門家なんだろうね。
律：それは違うな。法務大臣は、内閣総理大臣が任命するんだよ。だから、安心して任せられない。
学：でも、民主主義のルールで選んだ代表が決めることなんだから、任せられないなんてことがあるのかな。
律：内閣総理大臣は、国会の多数派から選出されるから、少数派や気に入らない報道機関があれば、法務大臣に指示して、推知報道を禁止するという建て前で表現活動を規制できるんだよ。
法：それは極端にしても、そうならないように憲法が等しく表現の自由を保障しているのよ。この法案は、少年の保護をする代わりに、報道の自由が制限されるってわけ。
学：何か難しいなあ。

問 上にあげた仕組み以外に、推知報道によって少年が被害を受けないようにする法的仕組みとしてどういったものが考えられるか。自分なりに考えて、仕組みを図にしてみよう。

STEP2 なぜそうなのか、本当にそうなのか考えよう

さらに、3人は法案が良いか悪いかについて議論しています。

法：そうなると、この法案が成立すると、少年の社会復帰に役立つ訳だけど、その分、報道機関の報道の自由は制限される訳ね。

律：今でも十分に報道は控えられているのだから、法案は要らないと思うよ。

学：でも、大きな事件を起こした少年は報道されてしまうよ。数年に一度あるかないかだけど、彼らの社会復帰をする権利は失われてもいいのかね。

律：それは違うな。ここで問題にすべきは、法務大臣が権力を悪用することだよ。

法：それなら、法務大臣が権力を悪用しないような仕組みを考えればいいんじゃない。

問1 この法案が成立することで、得られる利益と失われる利益がありますが、それは何でしょうか。

問2 得られる利益と失われる利益を、それぞれ正当化する根拠は何でしょうか。考えてみましょう。

問3 法案では、法務大臣が命令を出す前に、勧告をすることになっています。また、命令を出す場合は、原則として、相手方から意見を聞く手続（聴聞^{ちようもん}）を行うことにしています。このことは、法務大臣が権力を悪用しない仕組みになるのでしょうか。

少年法の一部を改正する法律案（モデル）

○ 少年法 61 条を次のように改めます。また、新たに 62 条以下の条文を加えます。

第 61 条 1 項 犯罪を行ったことで家庭裁判所の審判を受けることとされた少年の名前や住所、学校名などを多くの人に知らせる行為を「推知報道」と呼ぶことにします。どんな人も推知報道をしてはなりません。この推知報道の禁止は、報道機関の報道、放送機関の放送、インターネット上の書込みが対象となります。

2 項 どんな人も推知報道によって、少年やその家族、知り合いの人に不安を与えてはなりません。

第 62 条 1 項 法務大臣は、第 61 条で書かれたようなことに違反する人を発見して、問題があると考えたときは、報道を止めたり配ったものを回収したりなど少年やその家族、知り合いの人たちの権利を守るための行為をするよう、違反をした人に勧告（お願い）することができます。

2項 法務大臣がお願いしたのに、違反した人が言うことを聞いてくれない場合で、放置しておくとともに少年やその家族、知り合いの人たちの権利が侵害されるようなとき、法務大臣は、違反した人に、事態を改善するよう命令を出すことができます。

3項 法務大臣が命令を出す場合、違反した人から意見を聞く機会（「聴聞（ちょうもん）手続」といいます）を設けなければなりません。

4項 ただし、推知報道で少年やその家族、知り合いの人たちの権利が深刻なほどに侵害されていて、すぐに対応しなければならない事情がある時は、例外的に、お願いや聴聞をせずに、法務大臣がすぐに命令を出せることとします。

第63条 法務大臣は、前条の決まりに従ってお願いや命令をするときは、表現の自由や学問の自由、信教の自由、政治活動の自由を妨害することがないように気をつけなければなりません。

第64条1項 法務大臣が第62条に基づいて出した命令に従わない人は、3年以下の懲役刑か50万円以下の罰金刑を科せられます。

2項 命令に違反した人が、会社の指示で違反を行っていた場合は、その会社にも同様の罰金刑を科します。

STEP3 国会での質問を考えてみよう

模擬体験でC2さんは、法案に反対の立場でした。C2さんが法務大臣に対して質問をすれば、どんなやり取りになるかグループで考えてみましょう。

例えば、次のようなやり取りが考えられます。

C2さん「インターネット上の書込みは、すべて規制の対象になるのでしょうか。」

これに対して、大臣は何と答えればいいのでしょうか。

法務大臣「いいえ。LINEやメールなど特定の友達とのやり取りは、対象になりません。」

さあ、考えた質問を台本に入れて、改めて模擬国会をやってみましょう。

<参考文献>

【書籍】

- 丸山雅夫『ブリッジブック少年法入門』（信山社、2013年）
守屋克彦・斉藤豊治編集代表『コンメンタール少年法』（現代人文社、2012年）
高山文彦『少年犯罪実名報道』（文春新書、2002年）
子どもの人権と少年法に関する特別委員会・子どもの権利に関する委員会編『少年事件報道と子どもの成長発達権—少年の実名・推知報道を考える』（現代人文社、2002年）
東山麟太郎『実名報道の犯罪』（近代文芸社、2001年）
松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか—少年法と表現の自由』（日本評論社、2001年）

【論文】

- 土本武司「少年事件の推知報道」捜査研究 64 巻 4 号（2015 年）127-125 頁
ドイツ憲法判例研究会「少年俳優の警察沙汰の実名報道と意見表明の自由[ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷 2012.1.25 決定]」自治研究 91 巻 12 号（2015 年）153-160 頁
渕野貴生「少年の実名報道をめぐる」自由と正義 66 巻 10 号（2015 年）17-23 頁
板倉陽一郎「インターネット上の実名報道における権利侵害」法律のひろば 68 巻 3 号（2015 年）40-50 頁
長谷川玲「『犯行時少年』の死刑確定と実名報道—死刑の透明性を確保するために」新聞研究 730 号（2012 年）44-47 頁
本庄武「成長発達権の内実と少年法 61 条における推知報道規制の射程」一橋法学 10 巻 3 号（2011 年）99-138 頁
内藤正明「実名報道と匿名報道の社会的役割—『国民の知る権利』と『少年法 61 条・推知報道の禁止』」名古屋外国語大学外国語学部紀要 33 号（2007 年）97-125 頁
三村晶子「調査官解説」法曹時報 58 巻 1 号（2006 年）276-300 頁
松井修視「少年法 61 条の禁止する推知報道と名誉・プライバシー訴訟における比較衡量—長良川リンチ殺人事件報道損害賠償請求事件最高裁判決」県立長崎シーボルト大学国際情報学部紀要 5 号（2004 年）87-94 頁
福岡英明「判批」法學新報 110 巻 11・12 号（2004 年）165-185 頁
平川宗信「少年推知報道と少年の権利」廣瀬健二・多田辰也編『田宮裕博士追悼論集（上）』（信山社、2001 年）505-530 頁
「メディアフォーラム 『公』性と『私』性の入れ替え現象—『推知報道』をめぐる 2 つの不法行為」44 巻 9 号（1999 年）126-127 頁

【Web 情報】

- 柴田憲司「少年事件の実名報道と憲法」ChuoOnline（2015 年 5 月 11 日）
<http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20150511.html>

【国会会議録】

- 142 国会衆法務委員会議録 2 号（平成 10 年 3 月 11 日）10-12 頁
- 147 国会参地方行政・警察委員会会議録 10 号（平成 12 年 5 月 16 日）1-7 頁
- 183 国会参法務委員会会議録 2 号（平成 25 年 3 月 21 日）1-2 頁
- 189 国会衆法務委員会議録 31 号（平成 27 年 7 月 10 日）18-20 頁
- 189 国会衆法務委員会議録 28 号（平成 27 年 7 月 3 日）10-11 頁
- 189 国会参法務委員会会議録 16 号（平成 27 年 6 月 11 日）2-4 頁
- 189 国会参法務委員会会議録 17 号（平成 27 年 7 月 9 日）5-7 頁
- 189 国会参法務委員会会議録 19 号（平成 27 年 8 月 6 日）12 頁

本資料は、公益財団法人日本教育公務員弘済会平成 27 年度日教弘本部奨励金助成対象研究「模擬国会を利用した法教育の研究—参議院特別体験プログラムを活用した能動的学修教材の開発」による成果の一部である。